

外国為替円決済制度規則

目 次

第 1 章	総 則	3
第 2 章	参加銀行	7
第 1 節	資格の取得、喪失等	7
第 2 節	加入金および経費分担金の納付	15
第 3 節	決済制度事務の委託	17
第 3 章	交換決済手続	19
第 1 節	店 舗	19
第 2 節	支払指図	19
第 3 節	同時決済口支払指図の決済	23
第 4 節	通常口支払指図の決済	23
第 5 節	雑 則	23
第 4 章	責 任	27
第 5 章	罰 則	27
第 6 章	事務局	27
第 7 章	会 計	27
第 8 章	雑 則	29

外国為替円決済制度規則

平成23年4月1日
(一部改正) 平成23年6月16日
(一部改正) 平成27年10月13日
(一部改正) 平成28年2月15日
理 事 会 決 議

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人全国銀行協会（以下「協会」という。）の定款第4条第7号の規定にもとづき、協会が運営する外国為替円決済制度（以下「決済制度」という。）の組織および業務の方法について定め、もって決済制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 参加銀行 決済制度に参加する者をいう。
- 二 日銀ネット 日本銀行金融ネットワークシステムをいう。
- 三 加盟銀行 参加銀行のうち、日銀ネットを利用して決済制度関係事務を処理する者をいう。ただし、本条〔定義〕第4号に規定するCLS銀行を除く。
- 四 CLS銀行 米国連邦準備制度理事会により免許され、時差に伴う外国為替決済リスクを削減する目的で多通貨決済を行うエッジ法会社であるシー・エル・エス・バンク・インターナショナルをいう。なお、CLS銀行の決済制度における決済については、本条〔定義〕第16号に規定する通常口支払指図の決済のみを行う。
- 五 支払指図 外国為替円決済制度施行細則（以下「細則」という。）に定める取引または行為にもとづく外国為替円資金に係る支払指図で、加盟銀行間または加盟銀行とCLS銀行との間で交換されるものをいう。
- 六 決済制度事務委託銀行 参加銀行のうち、加盟銀行に支払指図の交換および交換した支払指図に記載された金額の受払いに関する事務を委託する者をいう。
- 七 受託銀行 加盟銀行のうち、決済制度事務委託銀行から支払指図の交換および交換した支払指図に記載された金額の受払いに関する事務を受託する者をいう。
- 八 外為円決済母店 加盟銀行およびCLS銀行が日銀ネットを利用して支払指図の交換その他の決済制度関係事務を処理し、日本銀行の本店または支店と当座勘定取引または当座勘定（同時決済口）における取引を行い、それらの勘定において、支払指図に係る債務の決済を行う店舗をいう。

一規 則一

- 九 仕向銀行 支払指図を行う加盟銀行またはC L S銀行をいう。
- 十 被仕向銀行 支払指図の相手方である加盟銀行またはC L S銀行をいう。
- 十一 取引実行日 仕向銀行が支払指図に係る債務を履行すべき日をいう。
- 十二 同時決済 支払指図について仕向銀行が被仕向銀行に負う債務を、支払指図電文が「外国為替円決済制度関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」（以下「外為円日銀ネット利用規則」という。）にもとづき伝送される時に、外為円決済母店名義の当座勘定（同時決済口）を通じて履行する決済をいう。
- 十三 通常決済 支払指図について仕向銀行が被仕向銀行に負う債務を、支払指図電文が外為円日銀ネット利用規則にもとづき伝送される時に、外為円決済母店名義の当座勘定を通じて履行する決済をいう。
- 十四 決済方法 同時決済または通常決済の別をいう。
- 十五 同時決済口支払指図 決済方法が同時決済である支払指図をいう。
- 十六 通常口支払指図 決済方法が通常決済である支払指図をいう。
- 十七 一時停止銀行 協会が第33条〔一時停止措置〕第1項に規定する措置を講ずることとした加盟銀行またはC L S銀行をいう。

（決済制度に係る業務および日本銀行への委託）

第3条 協会は、第1条〔目的〕に規定する目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 外国為替円決済に係る交換決済およびこれに関連する業務
 - 二 外国為替円決済に関する資料の収集および配付
 - 三 その他第1条〔目的〕に規定する目的を達成するために必要な業務
- 2 協会は、前項の業務に係る次の各号に掲げる事務の処理を日本銀行に委託する。
- 一 支払指図の電文の伝送およびこれに付随する事務
 - 二 外国為替円決済に関する統計資料の作成および配付

（参加銀行の協力）

第4条 参加銀行は、この規則および細則にもとづく協会の決定事項を遵守し、相互に誠意と信頼をもって、業務の遂行に協力するものとする。

（運営連絡会）

第5条 協会は、参加銀行相互の意思疎通を図るため、外国為替円決済制度運営連絡会を設置する。

第2章 参加銀行

第1節 資格の取得、喪失等

(加盟銀行および決済制度事務委託銀行)

第6条 加盟銀行もしくは決済制度事務委託銀行の資格を取得し、またはこれを承継することができる者は、細則に定める金融機関に限る。

(資格の取得)

第7条 加盟銀行の資格を取得することを希望する者は、参加を希望する日の4か月前までに参加申込書を協会に提出するものとする。ただし、協会は、やむを得ないと認める場合には、参加申込書の提出時期について、別の取扱いをすることができる。

2 前項の参加申込書を提出した者は、協会の事務委員会(以下「事務委員会」という。)の承認を得た場合に、加盟銀行の資格を取得する。ただし、協会は、前項の参加申込書を受理した場合において、これを承認しようとするときは、当該参加申込書を提出した者が細則に定める基準を満たしていることを確認したうえ、その承認の適否および加盟銀行の資格を取得させる時期について日本銀行と協議するものとする。

3 決済制度事務委託銀行の資格を取得することを希望する者は、参加を希望する日の4か月前までに受託銀行となることを希望する加盟銀行と連署した参加申込書を協会に提出するものとする。ただし、協会は、やむを得ないと認める場合には、参加申込書の提出時期および決済制度事務委託銀行の資格を取得させる時期について、別の取扱いをすることができる。

4 前項の参加申込書を提出した者は、事務委員会の承認を得た場合に、決済制度事務委託銀行の資格を取得する。

(資格の承継)

第8条 加盟銀行または決済制度事務委託銀行が次の各号の一に該当する場合において、当該各号に定める金融機関にその資格を承継させることを希望するときは、合併期日または営業もしくは事業の譲渡または承継が行われる日(以下「合併期日等」という。)の1か月前までに、資格承継届出書を協会に提出するものとする。ただし、協会は、特別な事情がある場合には、資格承継届出書の提出時期について別の取扱いをすることができる。

一 他の加盟銀行または決済制度事務委託銀行と合併して金融機関を新設するとき
合併により新設される金融機関

- 二 加盟銀行または決済制度事務委託銀行以外の金融機関（以下「未参加銀行」という。）と合併して金融機関を新設するとき 合併により新設される金融機関
- 三 未参加銀行と合併して、当該未参加銀行が存続するとき 合併後に存続する金融機関
- 四 営業または事業の全部を未参加銀行に譲渡するとき 営業または事業の全部を譲り受ける金融機関
- 五 分割により営業の全部を未参加銀行に承継させるときまたは分割により新設される金融機関に営業の全部を承継させるとき 営業の全部を承継する金融機関
- 六 その他協会の理事会（以下「理事会」という。）が適当と認める場合 理事会が指定した金融機関
- 2 協会は、加盟銀行の資格を承継させることを希望する旨の資格承継届出書の提出を受けた場合には、その資格の承継の適否および時期について日本銀行と協議するものとする。
- 3 決済制度事務委託銀行の資格は合併期日等に、加盟銀行の資格は前項の協議により定められた時期に承継される。

（分割等による営業の一部の承継等による資格の承継）

- 第8条の2** 加盟銀行が、分割または営業譲渡により、その営業の一部を当該加盟銀行の子会社である未参加銀行（分割により新設される金融機関を含む。以下、本条において同じ。）、親会社である未参加銀行または親会社の子会社である未参加銀行に承継させるまたは譲渡する場合において、当該未参加銀行（複数ある場合は当該加盟銀行が指定する一の金融機関）に加盟銀行の資格を承継させることを希望するときは、営業の承継または譲渡が行われる日（以下、本条において「営業の承継等の日」という。）の4か月前までに、資格承継申込書を協会に提出するものとする。ただし、協会は、やむを得ないと認める場合には、資格承継申込書の提出時期について、別の取扱いをすることができる。
- 2 前項の未参加銀行は、理事会の承認を得た場合に、加盟銀行の資格を承継する。ただし、協会は、前項の資格承継申込書を受理した場合において、これを承認しようとするときは、当該資格承継申込書を提出した未参加銀行が細則で定める加盟銀行の資格基準を満たすことを確認したうえ、その承認の適否および加盟銀行の資格を承継させる時期について日本銀行と協議するものとする。
- 3 決済制度事務委託銀行が、分割または営業譲渡により、その営業の一部を当該決済制度事務委託銀行の子会社である未参加銀行、親会社である未参加銀行または親会社の子会社である未参加銀行に承継させるまたは譲渡する場合において、当該未参加銀行（複数ある場合は当該決済制度事務委託銀行が指定する一の金融機関）に決済制度事務委託銀行の資格を承継させることを希望するときは、営業の承継等の日の2か月前までに、資格承継申込書を協会に提出するものとする。ただし、協会は、やむを得ないと認める場合には、資格承継申込書の提出時期について、別の取扱いをすることができる。
- 4 前項の場合において、決済制度事務委託銀行の資格は営業の承継等の日に承継され

る。

(資格の変更)

第9条 加盟銀行は、決済制度事務委託銀行となることを希望する場合には、決済制度事務委託銀行となることを希望する日の2か月前までに受託銀行となることを希望する加盟銀行と連署した資格変更申込書を協会に提出するものとする。ただし、協会は、やむを得ないと認める場合には、当該資格変更申込書の提出時期について、別の取扱いをすることができる。

2 前項の資格変更申込書を提出した加盟銀行は、事務委員会の承認を得た場合に、決済制度事務委託銀行となる。ただし、協会は、前項の資格変更申込書を受理した場合において、これを承認しようとするときは、当該加盟銀行が決済制度事務委託銀行となる時期について、日本銀行と協議するものとする。

3 決済制度事務委託銀行は、加盟銀行となることを希望する場合には、加盟銀行となることを希望する日の4か月前までに受託銀行と連署した資格変更申込書を協会に提出するものとする。ただし、協会は、やむを得ないと認める場合には、当該資格変更申込書の提出時期について、別の取扱いをすることができる。

4 前項の資格変更申込書を提出した決済制度事務委託銀行は、事務委員会の承認を得た場合に、加盟銀行となる。

5 協会は、第3項の資格変更申込書を受理した場合において、これを承認しようとするときは、当該資格変更申込書を提出した決済制度事務委託銀行が細則に定める加盟銀行の資格基準を満たしていることを確認したうえ、その承認の適否および当該決済制度事務委託銀行が加盟銀行となる時期について、日本銀行と協議するものとする。

(資格の喪失)

第10条 加盟銀行は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 書面により脱退の申出を行い、これを協会が承認したとき
- 二 整理のために休業したとき
- 三 破産手続開始決定を受けたとき
- 四 解散したとき
- 五 営業または事業の全部を他の金融機関に譲渡したまたは承継させたとき
- 六 第8条の2〔分割等による営業の一部の承継等による資格の承継〕の規定により他の金融機関にその資格を承継させたとき
- 七 第11条〔除名の決議〕に規定する除名の決議があったとき
- 八 外国為替円決済制度関係事務についての日銀ネットの利用を廃止したとき
- 九 外為円決済母店における当座預金取引についての日銀ネットの利用を廃止したとき

2 決済制度事務委託銀行は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 受託銀行と連署した書面により脱退の申出を行い、これを協会が承認したとき
- 二 整理のために休業したとき
- 三 破産手続開始決定を受けたとき

- 四 解散したとき
 - 五 営業または事業の全部を他の金融機関に譲渡したまたは承継させたとき
 - 六 第8条の2〔分割等による営業の一部の承継等による資格の承継〕の規定により他の金融機関にその資格を承継させたとき
 - 七 第11条〔除名の決議〕に規定する除名の決議があったとき
 - 八 受託銀行が前項の規定により加盟銀行の資格を喪失した場合において、その喪失の日から10日以内に受託銀行の変更の手続をとらなかったとき
- 3 第1項第1号の申出および前項第1号の申出は、脱退を希望する日の2か月前までに行うものとする。ただし、協会は、やむを得ないと認める場合には、当該申出の時期について、別の取扱いをすることができる。
- 4 協会は、加盟銀行が第1項第1号の申出を行った場合において、これを承認しようとするときは、その脱退の時期について日本銀行と協議するものとする。

(除名の決議)

- 第11条** 協会は、参加銀行が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議を経て、当該参加銀行を除名することができる。
- 一 第14条〔一般経費分担金の納付〕に規定する一般経費分担金または第15条〔臨時経費分担金の納付〕に規定する臨時経費分担金を納付しないとき
 - 二 協会または他の参加銀行の信用を棄損する行為があったとき
 - 三 営業状態が危殆に瀕したと認められる事実があったとき
 - 四 加盟銀行について、第33条〔一時停止措置〕第1項に規定する措置が講じられてから相当の期間が経過しているとき
 - 五 この規則または協会の決定事項に著しく違反したと認められるとき

(事務関連事項の届出)

- 第12条** 参加銀行は、次の各号に掲げる部署について細則に定める事項を協会に届け出るものとする。これを変更する場合も同様とする。ただし、決済制度事務委託銀行にあっては、第3号に掲げる部署に係る事項の届出を要しない。また、CLS銀行にあっては、第3号に掲げる部署に係る事項についてのみ届け出るものとする。
- 一 統括部署（参加銀行において、決済制度関係事務を統括する部署をいう。）
 - 二 緊急連絡部署（参加銀行において、災害、日銀ネットの障害等の緊急事態が生じた場合に協会または他の参加銀行との間の連絡を行う部署をいう。）
 - 三 CLS関係統括部署（加盟銀行においては、CLS銀行との通常口支払指図の決済等に係る事務を統括する部署をいい、CLS銀行においては、加盟銀行との通常口支払指図の決済等に係る事務を統括し、災害、日銀ネットの障害等の緊急事態が生じた場合に協会または他の参加銀行との間の連絡を行う部署をいう。）

第2節 加入金および経費分担金の納付

(加入金の納付)

第13条 加盟銀行または決済制度事務委託銀行として参加しようとする金融機関は、加入金として細則で定める金額を決済制度に参加する日までに協会に納付するものとする。

2 前項にかかわらず、協会の正会員および準会員は加入金の納付を要しないものとする。

(一般経費分担金の納付)

第14条 参加銀行は、毎年度、一般経費分担金として、細則に定める基準により計算した金額を協会に納付するものとする。

(臨時経費分担金の納付)

第15条 参加銀行は、細則に定める場合において、協会の総会（以下「総会」という。）の決議があったときは、その決議にもとづき計算した金額を臨時経費分担金として協会に納付するものとする。

(加入金等の返還請求)

第16条 参加銀行は、協会に納付した加入金および経費分担金の返還を請求することはできない。参加銀行が、その加盟銀行または決済制度事務委託銀行の資格を喪失した後も、同様とする。

第3節 決済制度事務の委託

(受託銀行)

第17条 受託銀行となることができる者は、細則に定める基準を満たす者に限る。

2 受託銀行は、細則に定める基準を満たさなくなる場合には、協会に申し出るものとする。協会は、この申出を受けた場合には、その旨を当該受託銀行を委託先とする決済制度事務委託銀行に通知するものとする。

(委託契約)

第18条 決済制度事務委託銀行は、受託銀行との間で、支払指図の交換および交換した支払指図に記載された金額の受払いに関する事務を委託する旨の契約を締結するものとする。

2 支払指図の交換および交換した支払指図に記載された金額の受払いに関する事務の委託に伴って生じる決済制度事務委託銀行と受託銀行との資金の受払いは、受託銀行における決済制度事務委託銀行名義の勘定により行うものとする。

3 決済制度事務委託銀行は、2行以上の加盟銀行を受託銀行とすることはできない。

(受託銀行の変更)

第19条 決済制度事務委託銀行は、受託銀行を変更しようとする場合には、変更を希望する日の2か月前までに、受託銀行および受託銀行となることを希望する加盟銀行と連署した受託銀行変更申込書を協会に提出するものとする。ただし、協会が、やむを得ないと認める場合には、当該受託銀行変更申込書の提出時期について、別の取扱いをすることができる。

2 前項の受託銀行変更申込書を提出した決済制度事務委託銀行は、協会の承認を得た場合に、受託銀行を変更する。

3 第17条〔受託銀行〕第2項に規定する通知を受けた決済制度事務委託銀行は、速やかに受託銀行の変更の手続を行うものとする。

第3章 交換決済手続

第1節 店舗

(外為円決済母店)

第20条 加盟銀行およびC L S銀行は、外為円決済母店を1か店設けるものとする。

- 2 加盟銀行およびC L S銀行は、前項の外為円決済母店について細則に定める事項を協会に届け出るものとする。
- 3 加盟銀行は、その外為円決済母店を変更しようとする場合において、変更後の外為円決済母店が東京地区外に置かれることとなるときは、協会の承認を得て、細則に定める措置を講ずるものとする。第7条〔資格の取得〕、第8条〔資格の承継〕または第9条〔資格の変更〕の規定により加盟銀行となる者が、その外為円決済母店を東京地区外に置こうとする場合も同様とする。
- 4 協会は、前項の承認を行おうとする場合には、その適否について日本銀行と協議するものとする。

第2節 支払指図

(支払指図の交換)

第21条 加盟銀行およびC L S銀行は、支払指図の交換を日銀ネットを利用して行うものとする。ただし、自行システムの障害等相当の事由がある場合において、仕向銀行と被仕向銀行との間で別の取扱いについて合意したときは、この限りでない。

- 2 仕向銀行は、日銀ネットを利用して、支払指図電文の被仕向銀行への伝送を日本銀行に依頼するものとする。
- 3 仕向銀行は、支払指図の決済方法を選択するものとする。

(受託銀行の指定のない支払指図の取扱い)

第22条 加盟銀行は、被仕向銀行を指定することなく、決済制度事務委託銀行に外国為替円資金を支払うよう依頼された場合には、当該決済制度事務委託銀行の受託銀行を被仕向銀行として支払指図を行うことができる。

(支払指図の交換時間帯)

- 第23条** 加盟銀行およびC L S銀行は、交換時間帯に支払指図を交換するものとする。
- 2 協会は、日銀ネットの支払指図電文の入力時間帯の範囲内で、前項の交換時間帯を定める。ただし、第32条〔緊急措置等〕第1項または第2項の規定により協会が必要な措置を講じた場合には、この限りでない。
- 3 協会は、第1項の交換時間帯の範囲内で、コアタイム（すべての加盟銀行が支払指図の交換を行う交換時間帯をいう。）を定める。

(取引実行日)

- 第24条** 支払指図においては、取引実行日として、当該支払指図の交換日を指定するものとする。

(支払指図の取消し)

- 第25条** 支払指図は、被仕向銀行に到達した後は、取り消すことができない。ただし、支払指図に細則で定める過誤があった場合において、仕向銀行が被仕向銀行の承諾を得たときはこの限りでない。
- 2 被仕向銀行は、前項ただし書きの場合において、仕向銀行から支払指図の取消しの申出を受けたときは、速やかにその諾否を仕向銀行に回答するものとする。
- 3 第1項ただし書きの規定により、支払指図が取り消された場合には、被仕向銀行は、仕向銀行を相手方として、当該支払指図と金額および決済方法を同じくする支払指図を行うものとする。

(支払指図の記載事項の変更)

- 第26条** 支払指図は、被仕向銀行に到達した後は、その記載事項を変更することができない。ただし、仕向銀行が被仕向銀行の承諾を得た場合にはこの限りでない。
- 2 被仕向銀行は、仕向銀行から支払指図の記載事項の変更の申出を受けたときは、速やかにその諾否を仕向銀行に回答するものとする。

(入金不能の支払指図の取扱い)

- 第27条** 被仕向銀行は、支払指図の記載不備その他の理由により入金事務を処理し難い場合には、第25条〔支払指図の取消し〕第1項の規定にかかわらず、当該支払指図が取り消されたものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により支払指図が取り消されたものとみなした被仕向銀行は、仕向銀行を相手方として、当該支払指図と金額および決済方法を同じくする支払指図を行うものとする。

(INTERBANK MESSAGEの取扱い)

- 第28条** 加盟銀行およびC L S銀行は、日銀ネットを利用して細則に定めるINTERBANK MESSAGEを交換することができる。

- 2 加盟銀行およびC L S銀行は、日銀ネットを利用してINTERBANK MESSAGEの電文の伝送を日本銀行に依頼するものとする。

第3節 同時決済口支払指図の決済

(同時決済口支払指図の決済)

第29条 同時決済口支払指図の決済は、外為円日銀ネット利用規則の定めるところにより、日本銀行が、同時決済口支払指図電文に記載された金額を仕向銀行の外為円決済母店名義の当座勘定（同時決済口）から引き落とし、これを被仕向銀行の外為円決済母店名義の当座勘定（同時決済口）に入金することにより行われる。

第4節 通常口支払指図の決済

(通常口支払指図の決済)

第30条 通常口支払指図の決済は、外為円日銀ネット利用規則の定めるところにより、日本銀行が通常口支払指図電文に記載された金額を仕向銀行の外為円決済母店名義の当座勘定から引き落とし、これを被仕向銀行の外為円決済母店名義の当座勘定に入金することにより行われる。

第5節 雑 則

(同時決済口支払指図電文の入力時間帯の変更)

- 第31条** 加盟銀行は、日本銀行が定める同時決済口支払指図電文の入力時間帯の変更を希望する場合には、その旨を協会に申し出るものとする。
- 2 協会は、前項の規定による変更の申出を適当と認めた場合には、日本銀行にその変更を要請するものとする。
 - 3 協会は、前項の規定による変更の要請を行った場合において、日本銀行がこれに応じることとしたときは、その旨および変更後の入力時間帯を参加銀行に通知するものとする。ただし、日本銀行が日銀ネットにより別途加盟銀行に通知することとしたときはこの限りでない。
 - 4 前項の規定により、同時決済口支払指図の入力時間帯の変更に関する通知が行われた場合には、その変更後の入力時間帯は、すべての加盟銀行が同時決済口支払指図の交換を行うものとする。

(緊急措置等)

- 第32条** 協会は、協会、加盟銀行、C L S銀行または日本銀行において緊急事態が発生したために、この規則の定めにより交換決済業務を行うことが困難であると認めた場合には、直ちに必要な措置を講ずるものとする。
- 2 協会は、前項の緊急事態が長期間にわたることが予想される場合には、理事会の決議により、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 協会は、前2項の措置を講ずる場合には、日本銀行と協議するものとする。
- 4 加盟銀行およびC L S 銀行は、自行システムの障害等により支払指図の交換に支障が生じた場合には、協会の指示および日本銀行が定めまたは指示するところに従うものとする。

(一時停止措置)

第33条 協会は、加盟銀行またはC L S 銀行が次の各号の一に該当する場合には、日本銀行と協議のうえ、当該加盟銀行またはC L S 銀行の支払指図の交換を一時停止する措置を講ずることができる。

- 一 加盟銀行またはC L S 銀行から臨時休業等により支払指図の交換を一時停止する旨を記載した一時停止届の提出を受けたとき
 - 二 加盟銀行もしくはC L S 銀行が監督官庁に対し臨時休業等の届出を行ったことまたは監督官庁が加盟銀行もしくはC L S 銀行に対し業務停止等を命じたことを協会が確認したとき
 - 三 加盟銀行が手形交換における交換尻不足金(代理交換委託金融機関の不足金の払込を含む。)または内国為替における交換尻不足金の払込を行わなかったとき
 - 四 この規則または協会の決定事項に著しく違反したとき
- 2 協会は、前項の措置を講ずることとした場合には、その旨を参加銀行に通知するとともに、一時停止銀行を仕向銀行または被仕向銀行とする支払指図の電文の伝送をしないよう日本銀行に依頼するものとする。

(一時停止措置の解除)

第34条 一時停止銀行は、前条〔一時停止措置〕第1項の措置の解除を希望する場合には、一時停止措置解除希望届を協会に提出し、その承認を得るものとする。

- 2 協会は、前項の承認を行った場合には、一時停止措置の解除を参加銀行に通知するとともに、日本銀行に当該一時停止銀行に係る前条〔一時停止措置〕第2項の依頼を撤回する旨を通知するものとする。

(違算金の清算)

第35条 加盟銀行は、違算金が発生した場合には、速やかにその原因を究明し、関係加盟銀行間において清算するものとする。ただし、決済制度事務委託銀行に係る違算金の清算については、別の取扱いをすることができる。

- 2 違算金の清算は、原則として取引実行日から1か月以内に行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、C L S 銀行に係る違算金の清算についての取扱いは、C L S 銀行の決済に係る市場慣行によるものとする。

(事故処理)

第36条 支払指図の過誤により生じた紛議は、当該紛議に係る加盟銀行間または加盟銀行およびC L S 銀行間で処理するものとする。

第4章 責 任

(責任)

第37条 参加銀行の規則、細則等に違反した行為または自行システムの障害、その他参加銀行の責に帰すべき事由によって生じた損害は当該参加銀行の負担とする。

2 複数の参加銀行の規則、細則等に違反した行為、自行システムの障害その他複数の参加銀行それぞれの責に帰すべき事由によって生じた損害は、当該複数の参加銀行の共同負担とする。

3 日銀ネットの障害、決済制度の運営上の事故その他協会の責に帰さない事由により決済制度に関連して協会に生じた損害は、参加銀行の共同負担とする。ただし、協会は、障害、事故等の態様により、生じた損害について加盟銀行の共同負担とすることができる。

第5章 罰 則

(遅延利息)

第38条 参加銀行は、規則および細則で定めるところにより協会に対して負うこととなった債務をその期日までに履行しなかった場合には、当該期日から履行の日までの間、当該債務の金額に年14%の歩合を乗じた金額の遅延利息を支払うものとする。

第6章 事務局

(事務局)

第39条 決済制度の運営に関する事務は、協会の事務局がこれを行う。

第7章 会 計

(特別会計)

第40条 決済制度の運営に係る諸経費は、協会の特別会計として経理する。

(計算期間)

第41条 前条〔特別会計〕に定める特別会計の計算期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事業計画および収支予算)

第42条 前2条に定める特別会計の事業計画および収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、協会の代表理事（以下「代表理事」という。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第42条の2 前3条に定める特別会計の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号および第4号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書
- 五 貸借対照表および損益計算書の附属明細書

第8章 雑 則

(付属規定)

第43条 細則その他規則の運営に必要な事項は、協会の事務委員会の決議をもって、これを定める。

- 2 前項の事項について改正する場合には、事務委員会の決議によるものとする。
- 3 協会は、前2項の決議を行うに当たっては、日本銀行と協議する。
- 4 協会は、事務委員会が第1項または第2項の決議を行った場合には、速やかに参加銀行および日本銀行に通知する。

(規則の改正)

第44条 この規則の改正は、理事会の決議によるものとし、日本銀行の承認を得て実施するものとする。

- 2 協会は、規則の改正を行ったときは、速やかに参加銀行に通知する。

以 上